

人権協会 ニュース

2023年3月7号
発行：摂津市人権協会
事務局：摂津市人権女性政策課
06-6383-1324



ホームページもご覧ください

新春のご挨拶

摂津市人権協会会長 村上 弘二

今年も桜の便りが届く季節となりました。毎年、春の音が聞こえてきますと桜の木に桜色の芽吹きが始まります。日々の暮らしが日常の如く繰り返すことが出来る幸せをかみしめて居られることとご推察致します。日頃より摂津市人権協会へのご理解、ご支援を賜り心より御礼申し上げます。

昨年二月にロシア連邦がウクライナに軍事侵攻し、人権を暴力で踏みじるといふ暴挙に出ました。今、この瞬間も戦禍の中で、多くの方々が苦しんでおられる報道に接するたびに心が痛みます。

『平和なくして 人権なし』という言葉がございます。世界中のすべての人が平和を望み、世界中の人びとの一人も残さず人の尊厳を大切にする世界の実現が望まれます。

日本においても、新型コロナウイルス感染症に関わる排除や差別が鎮静の方向であるとはいえ、まだまだ「同和問題」等の人権課題があるのが現実です。真の意味で『二十一世紀は人権の世紀』と呼ばれるよう、摂津市人権協会も引き続き皆さまと一緒に手を携えて人権の啓発を進めていきたいと思っております。本年もよろしくお願い申し上げます。

ヒューマンセミナーを開催

第1回ヒューマンセミナー

2022年11月17日(木)に、コミュニティプラザ・会議室1・2にて、第1回ヒューマンセミナーを開催しました。

講師は、大阪府人権協会業務執行理事 兼事務局長の柴原浩嗣さんで「新型コロナウイルス感染症と差別」をテーマにお話いただきました。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見は、過去のハンセン病に関する差別や偏見と類似することがあり、未知の病気に対する恐怖心で、根拠の無い事柄で特定の人々を排除することがあります。私たちは、誤った情報に惑わされることの無いよう生活することが求められます。

今回のセミナーでは、隣席の方と意見交換をするワークもあり、参加された方の感想では「とてもわかりやすく、自分の意見や他の参加者の方の意見など意見交換もできて、とても有意義な時間でした」「日常のなにげない差別問題を通して考え、興味深いセミナーでした」等の意見がありました。講師からの一方的なお話だけでなく、他の参加者の意見を聞きながら、自身の意見を述べることができ、参加者一体となって学べるセミナーとなりました。

第2回ヒューマンセミナー

2022年2月21日(火)に、コミュニティプラザコンベンションホール1にて、第2回ヒューマンセミナーを開催しました。

講師は、浄土真宗本願寺派西光寺住職の清原隆宣さんで「人の世に熱と光を！水平社創立100周年」をテーマにお話しいただきました。

1922年3月3日、全国水平社の創立大会が開かれ、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で有名な「水平社宣言」が高らかに謳われました。



裏面に続く

日本初の人権宣言と言われる「水平社宣言」の草案を起草し、全国水平社設立の中心人物である西光万吉さんの弟の孫である清原隆宣さんに、同和問題に関するお話をさせていただきました。

人は皆、尊い命を授かっているはずなのに、産まれた地域によって差別を受ける不条理さを、被差別部落の方達の実体験を交えながらお話されました、

参加者のアンケートを拝見いたしますと、「『差別は人間がつくった間違っただものさし』という言葉が印象的であった」、「子どもは大人の行動を見て差別を身につけてしまう」というご意見があり、水平社創立100周年を迎えてもなお残る差別は、不当な扱いが、悲しくも引き継がれていっていることだと感じました。

私たち自身の考えや行動を、今一度見つめ直し、未来の子ども達が差別の無い社会になるよう強く願います。



人権教育啓発作品展を開催しました

2022年12月3日(土)～9日(金)にコミュニティプラザ・コンベンションホールにて、人権教育啓発作品展を開催しました。

市内こども園、小学校、中学校、府立摂津支援学校、市立みきの路、市立ひびきはばたき園、ハッピーワールド、市内企業などから多くの「人権」に関する作品が展覧されました。

この作品展を通じて、皆様が「人権」を自分自身に関わる身近な問題として気づき、考え、そして行動していただけるよう願っています。



フィールドワークを開催しました

住吉隣保事業推進センター

『すみよし隣保館 寿』

2022年10月20日(木)に大阪府大阪市住吉区帝塚山東にある住吉隣保事業推進センター『すみよし隣保館 寿』に行ってみました。

「住吉部落の歴史とまちづくりを中心とした部落解放運動の歩み」をテーマに、同センター理事長友永健三さんから講話を拝聴しました。

戦後の困難な状況下で、地域内外の全ての人々が安心して住まうことができる町づくりの話等を中心にお話いただきました。

講話の後は、同センター職員の方に区内をご案内していただきました。フィールドワーク中、職員の方が、何人もの市民の方と挨拶を交わす姿が見受けられ、隣保館の活動が地域住民と密着している様子が伺えました。



校区活動予定・報告 ※一部紹介

○一中校区

- ・人権フィールドワーク(二中校区共催)

舞鶴引揚記念館

2022年12月4日(日) 参加者28人

(一中12人・二中16人)

○二中校区

- ・人権フィールドワーク(一中校区共催)前掲

- ・校区作品展 新鳥飼公民館

2023年2月12日(日)～26日(日)

○三中校区

- ・校区作品展 コミュニティプラザ

2023年2月9日(木)～15日(水)

- ・校区作品展 千里丘公民館

2023年2月16日(木)～21日(火)

○四中校区

- ・人権を考えるづくり 別府コミュニティセンター

2022年11月27日(日) 参加者83人

- 第一部「皆で楽しく子育て講座」

講師 白山 真知子さん

(NPO 法人トリプルPジャパン)

- 第二部「べふコミセン発表会」

① ことも手話 ② 親子でリズム元気ズ

③ みんなで楽しくリコーダー

④ 第四中学校吹奏楽部演奏

○五中校区

- ・校区作品展 別府コミュニティセンター

2023年2月5日(日)～19日(日)

- ・校区作品展 味生公民館

2023年2月19日(日)～3月4日(土)

- ・校区作品展 鳥飼東公民館

2022年12月11日(日)～18日(日)

- ・人権フィールドワーク 水平社博物館

2022年11月5日(土) 参加者45人

感想：日本で初めて国際人権博物館連盟(FIHRM)に加盟した水平社博物館へ行き、水が水平であるように皆平等である事を願いつくられた「水平社」の発祥の地で人権の事を勉強できたと思います。

コロナ差別について

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、三年が経過しました。新型コロナウイルスは次々と変異をくり返し、流行が終息する見通しはありません。

私たちの日常生活は大きく変化いたしました。人と人が会わないよう外出自粛を強いられ、ご飯を食べるときも、できるだけ少人数で、会話をせずにご飯を食べる「黙食」を薦められました。

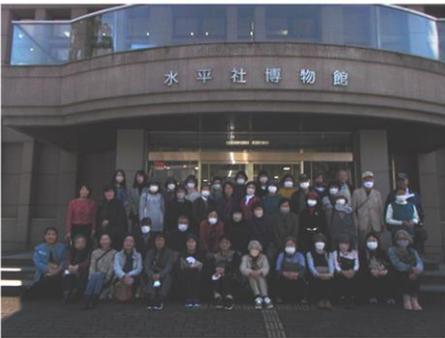
人との繋がりが少なくなり、いつ終息するか分からない新型コロナウイルス感染症に対する不安から、わたし達は、大きなストレスを抱えているでしょう。

日本赤十字社は、感染拡大が始まって間もなく発行したオンラインガイドで「新型コロナウイルスの感染にもなう差別」を次のように「三つの感染症」として示しています。

一つ目の感染症は「病気」です。これは、言うまでもなくウイルス感染によって病気になるってしまうことです。

二つ目の感染症は「不安」です。ウイルスの正体や感染予防・治療方法にはわからないことが多く、そのことが人びとに不安を抱かせ、さらに人から人へと広まり、不安な気持ちを助長させます。

三つ目の感染症は「差別」です。不安を抱いた人びとは、その矛先を「見えない敵(ウイルス)」に向けるのではなく、特定の人びとを「見える敵」と見なし、嫌悪します。



五中校区 フィールドワーク

そして、それらの人びとを攻撃したり排除したりして「つかの間の安心感」を得ます。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、病気だけではなく、差別との闘いでもあり、私たち自身の考えや行動を見直すときだと感じます。

ヤングケアラーについて

皆さんは、ヤングケアラーという言葉を知っていますか？

ヤングケアラーとは、一般的には、本来大人が担うような家事や家族の世話、介護などを行う十八歳未満の子どものことを言います。

子どもが家事や家族の世話等を行うことはあると思いますが、常に自分一人がその役割を担い、勉強や遊び、睡眠が十分にとれないケースもあります。

ヤングケアラーを早期に見出したうえで支援を行うことが重要であるとされていますが、「家庭内のデリケートな問題であること」「本人や家族に自覚がない」等といった理由から、問題が潜在化していると言われることがあります。

問題解決のためには、福祉、介護、医療、教育、地域等といった様々な分野が連携し、必要なサービスや情報を提供することが求められています。

2021年5月には、厚生労働省と文部科学省は、ヤングケアラーの現状把握や支援方策を含む共同プロジェクトチームの報告書を公表し、①福祉・医療・教育等の専門分野の職員への啓発・教育研修の実施、②オンライン等による相談体制の整備促進、③中学・高校生へのヤングケアラー問題の教育が必要であるとしています。

地域に住む子ども達のちょっとした変化（いつも挨拶をするのに挨拶をしない等）に気づき、声をかけてあげることが支援の第一になるかもしれません。

地域で、子ども達を守れるよう、日頃から人との繋がりを大切にしたいですね。

相談窓口

- ◆児童相談所相談専用ダイヤル
0120(189)783 / 24 時間受付(年中無休)
- ◆24 時間子供 SOS ダイヤル
0120(0)78310 / 24 時間受付(年中無休)
- ◆子どもの人権 110 番
0120(007)110 /
平日午前 8 時半～午後 5 時 15 分
- ◆家庭児童相談課
06(6155)6302 /
平日午前 9 時～午後 5 時 15 分
- ◆人権なんでも相談
06(6383)1011 / 平日午前 10 時～午後 4 時

人権なんでも相談（電話・面接）

☎ 06 - 6383 - 1011

◆日時 毎週月曜日～金曜日

午前 10 時～午後 4 時

◆場所 摂津市役所 4 階 人権女性政策課

摂津市人権協会では、あなたの相談を丁寧にお聞きし、一緒に考えさせていただきます。あなた自身、もしくは周りの人が困っていることがありましたら、気軽ににご相談ください。

摂津市人権協会 ご入会案内

摂津市人権協会は、人間尊重のまちづくりをめざし、摂津市からも支援を受け、地域に根ざし活動している団体です。各中学校区の皆さんが、自由な発想のもとに人権意識を高めるための講演会・研修会等を開催し活動しています。地域での人権の輪を広げる活動と一緒に参加してみませんか。ご加入を希望される方は、摂津市人権協会事務局までご連絡をお願いします。

※入会金不要

摂津市人権協会事務局

（摂津市役所 人権女性政策課）

☎ 06 - 6383 - 1324